

## 群馬県NIE推進協議会会則

### (名 称)

第1条 本会は群馬県NIE推進協議会とする。

### (目 的)

第2条 本会は群馬県の小・中・高等学校等におけるNIEに関する研究を推進するとともに、会員相互の研さん、親ぼくを図ることを目的にする。

### (事 業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を実施する。

- ①NIE実践校、実践者を選考し日本新聞教育文化財団への推薦
- ②NIEに関する研究会等の開催
- ③NIE実践校、実践者に対する補助
- ④NIE実践、研究の成果の紹介と普及
- ⑤目的の合致する他の団体との協力、連携
- ⑥その他、本会の目的達成上、必要と認められる事項

### (構 成)

第4条1項 本会は次に掲げる者で構成する。

- ①学識経験者
- ②群馬県教育委員会代表
- ③学校代表
- ④朝日、毎日、読売、産経、日経、東京、上毛の新聞各社と共同、時事通信社の代表

2項 会員の任期は1年とし、再任を妨げない。

3項 本会には顧問を置くことができる。

### (役 員)

第5条1項 本会は次の役員を置き、総会において会員の中から互選する。

- ①会 長 1名
- ②副会長 若干名
- ③幹 事 若干名
- ④監 査 2名

2項 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(任 務)

第6条 役員の任務は次の通りとする。

- ①会長は本会を代表し、会務を総括する
- ②副会長は会長を補佐し、会長が欠けた場合にはその職務を代行する
- ③幹事は会務を処理する
- ④監査は本会の会計を監査する

(運営・総会)

第7条1項 本会は事業計画、その他会の運営に関する事項を決定するため、年一回の定期総会開催と、会長が必要と認めたときに臨時総会を開くことができる。

2項 総会は次の事項を審議、決定する。

- ①会則の制定、改正
- ②予算、事業計画
- ③会務、決算報告
- ④役員を選出
- ⑤その他、会長、会員が必要と認めた事項

3項 総会は会長が議長を務める。

(経 費)

第8条1項 本会の運営に関する経費は、加盟する新聞社、通信社からの会費をもって充てる。その他、団体等からの寄付金、補助金も受けることができる。

2項 会費は当面の間、新聞社月額5千円、通信社月額2千5百円とする。

(事業年度)

第9条 本会の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、設立当初の事業年度のみ、平成16年6月21日から同17年3月31日までとする。

(事務局)

第10条 本会の事務局は当面の間、上毛新聞社内に置く。

(付 則)

本会は平成16年6月21日から実施する。